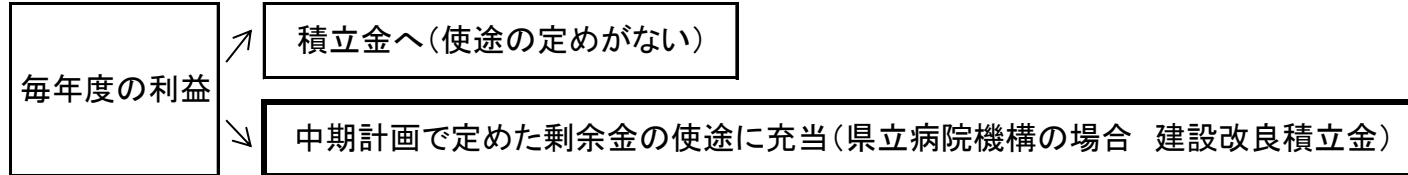


地方独立行政法人の利益の処理等

1 毎年度の利益



2 中期目標の最後の事業年度

→中期目標の最後の事業年度に積立金があるときは、評価委員会の意見を聴き、知事が承認した額を次の中期目標の期間における財源に充当することができる

→積立金から次の中期目標の期間における財源を差し引いた残余については、設立団体に納付しなければならない。

設立団体の長の承認を受け、次の中期目標期間における財源に充当できる金額としては

- ① 県立病院機構の自己収入から生じた剰余金
- ② 経営努力により生じた剰余金
- ③ 実施できなかった業務を次期の中期目標期間に繰り越す場合における、これに相当する額

などが考えられる。(地方独立行政法人法逐条解説 より)

次の中期目標の期間における財源に充当することで、経営努力へのインセンティブが県立病院機構に対して与えられることが期待される。

経営努力によりどれだけ積立金が生じたという判断や経営努力等に生じた金額との判断につき公平性・中立性を確保する観点から、あらかじめ評価委員会の意見を聴くこととされている

※現在病院機構は利益を建設改良積立金に充当しているため、いったん積立金へ振替えが必要